

令和4年度

内部統制評価報告書審査意見書

さいたま市監査委員

監査監第789号
令和5年8月29日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市監査委員	大 内 美 幸
同	工 藤 道 弘
同	三 神 尊 志
同	高 子 景

令和4年度内部統制評価報告書の審査意見について

地方自治法第150条第5項の規定に基づき、審査に付された令和4年度内部統制評価報告書の審査結果について、次のとおり意見を提出します。

令和4年度さいたま市内部統制評価報告書審査意見

1 審査の種類

(1) 審査の名称

令和4年度さいたま市内部統制評価報告書審査

(2) 根拠法令

地方自治法第150条第5項

2 審査の対象

令和4年度さいたま市内部統制評価報告書

3 審査の着眼点

さいたま市長が作成した内部統制評価報告書について、さいたま市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検証を行い審査した。

4 審査の期間

令和5年7月3日から令和5年8月4日まで

5 審査の実施内容

令和4年度さいたま市内部統制評価報告書について、内部統制評価部局から報告を受け、「さいたま市監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実務ガイドライン」（平成31年3月総務省）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じ関係部局の職員に説明を求めるとともに、その他の監査等において得られた知見を利用し、審査を行った。

6 審査の結果

令和4年度さいたま市内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

7 備考

令和4年度さいたま市内部統制評価報告書の「3【評価結果】」に記載のとおり、評価対象期間において運用上の重大な不備があった。

なお、重大な不備については、再発防止に努められたい。

8 審査の結果を踏まえた意見

(1) 内部統制制度が導入されて3年が経過してなお、監査委員による定期監査では、毎年度同様の指摘が繰り返されている。指摘のあった部局からは、その都度措置を行った旨の報告はされているものの、他の部局では依然として同様の指摘が発生している。これは指摘事項が、全庁的に十分に共有・認識されていないことを明示していると考え

えられる。

定期監査における指摘が自らの部局の事務処理にも当てはまる可能性を日頃から組織として認識し、また、制度所管課においても整備上の不備があればマニュアル等を改定するなどの対応を行い、定期監査において同様の指摘が繰り返されることのないよう、内部統制制度の更なる充実を図られたい。

- (2) 内部統制評価部局が令和4年度中に覚知した事務処理ミス等のうち、「特定者に対する情報提供の誤り」「不特定多数者に対する情報提供の誤り」「個人情報の漏えい」の3つのリスクの発生件数が多かった。

局区ごとに策定している内部統制実施計画においては、これら3つのリスク対応（低減）策として、ダブルチェックの徹底及びチェックシートの活用を掲げていたが、局区の自己評価では、多くの局区において、ダブルチェックの不徹底を認識し、改善を図ったとしている。

しかしながら、令和2・3年度中においても同様の傾向であり、局区は改善済としていたものの、令和4年度中の3つのリスクの発生件数の削減にはつながっていない。

これら3つのリスクを含む事務処理ミス等を減らすため、ダブルチェックの徹底とともに、チェック方法の改善やAI（人工知能）の活用など、様々な観点から有効な手法について検討されたい。

- (3) 近年のデジタルトランスフォーメーションの推進に伴い、行政手続のオンライン化や事務のペーパーレス化等が急速に進んでいる一方で、市が保有する個人情報等が電子媒体により外部に漏えいするなど、情報管理面で市の信頼を損ないかねないリスクの発生が危惧される。

情報管理に係る内部統制については、喫緊の課題として更なるリスク対応（低減）策を整備することが必要である。